

常勤役員給与規程

(目的)

第 1 条 この規程は、常勤役員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の支給)

第 2 条 給与として報酬及び通勤手当を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員を兼務する常勤の役員にあつては、報酬及び通勤手当は支給せず、別に定める「宮城県信用保証協会給与規程」及び「宮城県信用保証協会退職給与規程」に基づく、職員としての給与を支給する。

(報酬)

第 3 条 報酬は理事会で決定する。

- 2 常勤役員各々の報酬額は、年間総額の範囲内で、会長が定めるものとする。

(支給日、支給方法)

第 4 条 支給日、支給方法は給与規程を準用するものとする。

(その他)

第 5 条 この規程に定めのない事項については、給与規程を準用する。

附 則

この規程は平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程（平成 20 年 2 月 6 日付、決裁による一部改正規程）は、平成 20 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 8 月 13 日から施行する。
- 2 宮城県信用保証協会常勤役員退職手当規程（平成 14 年 7 月 31 日施行）は、平成 20 年 8 月 13 日限り廃止する。

附 則

この規程は平成22年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月25日から施行する。